

## 介護保険住宅改修に係る事業者の方へ

### 介護保険住宅改修費の支給申請にあたって

介護保険の住宅改修は、改修工事に取りかかる**前に**申請が必要です。

住宅改修事業者様におきましては、介護支援専門員等と十分連絡・調整を行った上で、下記の点に留意し必要な手続きを行ってください。必要な手続きや書類が不足していると、利用者が改修費の支給を受けられない場合がありますのでご注意ください。

#### ◆支給対象者（支給対象住宅）

介護保険の要介護または要支援の認定を受けて、自宅で生活している方

※住民票の住所と異なる場所の住宅の改修は、保険給付の対象とはなりません。

※複数の被保険者が一つの住宅に居住し、改修が同時に行われた場合は、それぞれの範囲が重複しないように申請する必要があります。

※住宅の新築・増築は住宅改修とは認められません。

#### ◆支給限度額

- ・支給限度額は20万円です。
- ・改修費用に対して、自己負担割合に応じた保険給付をします。

#### ◆支給対象となる住宅改修

支給対象となる住宅改修は、資産形成につながらないよう、また、賃貸住宅に居住する方との均衡を保つよう、次の種類に限定されています。

種 類	内 容
手すりの取り付け	移動や立ち上がりの際の転倒予防や動作の補助のためのもので、廊下・便所・浴室・玄関・玄関から道路までの通路等に設置するもの。
段差の解消	つまずきや転倒を防ぐため、居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差を解消する工事。 【例】スロープの設置、階段の段数の増設、浴室の床のかさ上げ、通路の傾斜の解消 等 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象外。

(支給対象となる住宅改修 つづき)

種 類	内 容
床または通路面の材料の変更	滑りの防止・移動の円滑化の為、床や通路面の材料を変更する工事。 【例】階段の滑り止め設置、 畳をフローリングにするまたは滑りにくい材料で張り替える 等
引き戸等への扉の取り替え	開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の工事。 その他、ドアノブの変更、扉の撤去、戸車の設置などを含む。
洋式便器等への便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存の便器の位置や向きを変更する工事。
上記に付帯して必要となる工事	【例】・手すりの取り付けに伴う壁の下地補強 ・浴室の床のかさ上げや便器の取り替え等に伴う給排水設備工事 (水洗化または簡易水洗化に係るものを除く) ・スロープの設置に伴う転落防止柵の設置 ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修 ※付帯工事のすべてが保険給付の対象となるものではありません。

## ◆申請方法

申請方法は「償還払い」と「受領委任払い」の2種類です。それぞれ支払の方法、申請書類が異なります。いずれも、工事前の申請と工事完了後の報告の2回、申請が必要です。

償還払い	利用者が <u>施行事業者に工事費用の全額を支払い</u> 、 保険給付分を市が利用者に支給します。
受領委任払い	利用者の一時的な費用負担を軽減する申請方法です。 利用者は <u>施工業者に利用者負担額のみ支払い</u> 、保険給付分を市が <u>施工業者に支給</u> します。 ※事前申請後、 <u>改修についての可否を市から施工事業者へ通知してからの着工</u> となりますのでご注意ください。 ※次のいずれかに該当する方は、受領委任払いでの申請をすることが出来ませんのでご注意ください。 ●介護保険料に未納があり、給付制限を受けている方 ●申請日時点において、有効な要介護・要支援認定を持っていない方 ●入院または入所中で、退院・退所の見込みが立っていない方 ●生活保護を受給している方

## ◆保険給付の支給

完了申請のあった翌月末に、「償還払い」は利用者の指定の金融機関口座、「受領委任払い」は施行事業者の口座に振り込みます。

## ◆申請に必要な書類

### <償還払いでの申請>

【事前申請】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【償還払い用】</li> <li>② 住宅改修が必要な理由書</li> <li>③ 工事費用の見積書</li> <li>④ 改修前の状態が確認できる書類（写真と図面）</li> <li>⑤ 住宅の所有者の承諾書（必要な場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が利用者の方の所有でない場合必要になります。</li> </ul> </li> <li>⑥ 委任状（必要な場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の住宅改修費支給申請書【償還払い用】の「口座名義人」が利用者の方でない場合必要です。</li> </ul> </li> </ul>
【完了報告】	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 介護保険住宅改修完了報告書【償還払い用】</li> <li>⑧ 領収書（あて名は、被保険者様）</li> <li>⑨ 改修後の状態が確認できる書類（写真）</li> </ul>

※令和3年4月より一部の書類の押印が不要となりました。

但し、⑥の委任状は、委任者及び受任者の押印が必要となりますのでご注意ください。

### <受領委任払いでの申請>

【事前申請】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認書【受領委任払用】</li> <li>② 住宅改修が必要な理由書</li> <li>③ 工事費用の見積書</li> <li>④ 改修前の状態が確認できる書類等（写真と図面）</li> <li>⑤ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い用委任状 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付分を施工事業者へ支払いますので、被保険者の方から施工事業者へ支払いについての委任状を交わします。</li> </ul> </li> <li>⑥ 居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払いに関する同意書</li> <li>⑦ 住宅の所有者の承諾書（必要な場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が利用者（被保険者）の方の所有でない場合必要になります。</li> </ul> </li> </ul>
【完了報告】	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い用】</li> <li>⑨ 領収書（あて名は、被保険者様）</li> <li>⑩ 改修後の状態が確認できる書類（写真）</li> <li>⑪ 介護保険住宅改修に係る住宅改修費用額明細書兼確認書</li> </ul>

※令和3年4月より一部の書類の押印が不要となりました。

但し、⑤の「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い用委任状」は、委任者及び受任者（代表者印）が必要となりますのでご注意ください。

## ◆必要書類 作成上の留意点

書類名	留意点	書類 No	
		償還	受領委任
住宅改修が必要な理由書	作業できるのは、介護支援専門員（ケアマネジャー）又は作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上の人です。その他の人が記載した理由書では、提出できません。	②	②
工事費用の見積書	(1) 改修箇所ごとに、改修内容・規模及び材料費・施工費及び諸経費を区分して明記してください。 (2) 改修費の支給対象にならない工事も合わせて行う場合は、支給対象になる部分にかかった費用と支給対象にならない部分にかかった費用を明確に分けて記載してください。 (3) 被保険者又はその家族等が自ら改修を行う場合は、 <u>材料の購入費のみ</u> が改修費として認められますので、給付対象となる改修に係る材料費の内訳書を作成してください。	③	③
改修箇所の写真	(1) 改修前と改修後の2回、 <u>改修箇所ごと</u> に提出します。	④	④
	(2) <u>改修箇所ごとに改修前と改修後の写真を同じ角度から撮影</u> してください。 (3) 確認日が確認できるように、 <u>日付を入れて写真をと</u> ってください。 (4) 改修が必要な場所であることがわかるように撮ってください。（例：浴槽に手すりをつける工事であれば、浴槽と手すりを付ける箇所の関係がわかるように浴槽も含めて撮影してください。） (5) 「段差の解消」であれば現状の「段差」がわかるように写真を撮ってください。	⑨	⑩
領収書	(1) 領収書の宛名は要介護（要支援）認定を受けている利用者（被保険者）にしてください。 ※宛名が被保険者以外となる場合は、宛名の下に（〇〇様住宅改修分）と改修費支給の対象となる方のお名前を明記してください。 ※改修費の支給対象にならない工事費を含めた領収書となる場合は、「内、介護保険対象額〇〇,〇〇〇円」というように対象額も記載してください。	⑧	⑨

## ◇問い合わせ先

所沢市介護保険課 給付担当

T E L : 04-2998-9420